

押収された生物の受け入れ問題

魚切建輝
川崎友生
谷合達彦
見浪哲史

発表の流れ

- ▶ 記事紹介・要約
- ▶ ワシントン条約・種の保存法について
- ▶ 押収の現状
- ▶ 問題意識
- ▶ 政策提言

希少動物、密輸で受難 シャムワニ、ホシガメ...警察が押収

海外から密輸入され、ワシントン条約や種の保存法違反だとして税関や警察に押収された動物は、その後どうなっているのか。珍しい動物を飼いたいという身勝手さのために、税金が使われ、受け入れ先も迷惑を被っている。そして動物たちも。

■動物園の倉庫に仮置き

ドアを開けると、ひんやりとした空気に包まれた。北九州市小倉北区の到津(いとうづ)の森公園の倉庫。室温は28度に保たれている。縦40センチ、横120センチ、高さ40センチの水槽の中に、いた。福岡県警が5月に押収したシャムワニ2頭だ。ギョロリとした目を水面から出し、こちらを見た。

種の保存法違反(譲り渡しなどの禁止)の疑いで、福岡県警は5月、福岡県苅田町のネット販売業者を捜索。2頭を押収し、保護を、警察署が一番近かった園に頼んだ。

クロコダイル科で東南アジアに生息するシャムワニは、最大4~5メートルに成長する。だが、餌を週に1回にすることで、体長は押収された時と同じ約1メートルのままに抑えている。勝原和博・飼育展示係長(46)は「事件の証拠品でもあるので大きくできない。ただ健康に問題はない」。押収された動物を保護するのは、マダガスカルホシガメに続き2度目だ。

園内には大型のワニを展示する場所がないため、事件の裁判が終わるまでの「仮置き」だ。県警は裁判終了後、2頭の受け入れ先を改めて探す。1カ月で約5千円になるエサ代や光熱水費の負担先は、県警と園が協議して決めるという。

希少動物は、エサのやり方や水槽の温度管理について専門知識が必要で、飼えなくなった人が逃がすことも多い。勝原係長は「希少動物は生態系を壊すだけでなく、人に危害を与えるものもある。動物園で見るだけにしてほしい」と訴える。

■エサ代、税金投入

動物の扱いは、押収された場所によって異なる。

税関が空港や港で見つけた場合、ワシントン条約に基づき、動物を輸出元の国に送り返すのが原則だ。ただ密輸入だと、輸出元を特定するのが難しい。経済産業省の野生動植物貿易審査室によると、結局は国内で引き受けるのが大半だ。

受け入れ先は、公益社団法人「日本動物園水族館協会」(東京)が探す。1988年度からは経産省に寄託されている。協会によると、大規模な空港や港に近い上野動物園(東京)や東山動植物園(名古屋)で保護することが多い。

エサ代や協会の人件費の一部は、経産省が出す。12年度に押収したスローロリスやインドホシガメなど800匹の管理費は計約1850万円だった。

警察が押収した場合には、「見つかるまで受け入れ先を探すしかない」(警察庁)のが現状だという。

■受け入れ施設、先細り

国内で押収・保護されている希少動物の累計は減りつつある。新たに押収される動物が減り、押収された動物も死んでいくためだ。

財務省関税局業務課によると、背景には、人気のあるスローロリスやメガネザルが、ワシントン条約の規制が07年度に強化されたことにより輸入されにくくなったことがある。一方で、郵便物に紛れ込ませるなど持ち込み方が巧妙になり、見つかる件数が減っているという面もある。

ただ、受け入れ可能な施設は限られる。日本動物園水族館協会の荻須哲三事務局長は「スペースがなくて預かれないという園が増え始めている」と心配する。さらに、押収される動物はリスやカメに偏る傾向があり、受け入れた動物園の飼育バランスが崩れる恐れもある。

荻須事務局長は「保護された動物が飼育する動物より多くなれば、園そのもののつくり方が変わってくる」と指摘する。(磯部佳孝)

■直方の獣医師「野生の生活に干渉するな」 違法飼育の鳥、無償で世話

違法に飼育された鳥を預かり、自然に返す。福岡県直方市の獣医師は、そんな取り組みを続ける。「摘発したら発表して世間に警鐘を鳴らす」ことを条件に、無償で引き受けている。

「なんとか生き延びてくれよ」。15日午前、市内の山あいで、獣医師の網野泰蔵さん(70)は、メジロ47羽を野に放った。5日に警察が容疑者宅から押収したものだ。小さなかごの中で、フンにまみれていた。

大きなケージに移し、エサにコオロギなどを交ぜて野生に戻す「リハビリ」をした。1日約1千円のエサ代は自腹。警察の許可が出れば放鳥する。

2007年11月、違法販売されていたオオルリ4羽が警察から持ち込まれたのが始まりだった。県の保健所を退職後、動物病院を開き、野生動物の保護をライフワークとしていたため引き受けた。以来、福岡・筑豊地区を中心に、「証拠品」である鳥の保管を頼まれるように。

ある警察署幹部は「本当に助かる」。網野さんは「野生動物の生活に人間が干渉すべきではないということを多くの人に知ってもらいたい」と話す。(網野浩至)

記事要約

- ▶ 種の保存法違反で福岡県で押収されたシャムワニが県警近くの動物園の倉庫に仮置きされている
- ▶ 押収されて仮置きされた動物のエサ代や人件費は税金で賄われており、実際12年度に押収したスローロリスやインドホシガメなど800匹の管理費は1850万円にのぼる
- ▶ 押収された動物をスペースがなく預かれないという施設も増え始めている

ワシントン条約

- ▶ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」
- ▶ 野生動植物の国際取引が乱獲を招き、種の存続が脅かされることのないよう、取引の規制を図る条約である。輸出国と輸入国が協力し、絶滅が危ぶまれる野生動植物の国際的な取引を規制することにより、これらの動植物の保護を図る。
- ▶ 絶滅のおそれのある動植物の野生種を、希少性に応じて3ランクに分類、これらを条約の附属書IからIIIに分けてリストアップし、合計約30,000種の動物を取引制限の対象としている。

ワシントン条約

○附属書I

- ・今すでに絶滅する危険性がある生き物

○附属書II

- ・国同士の取り引きを制限しないと、将来、絶滅の危険性が高くなるおそれがある生き物

○附属書III

- ・その生き物が生息する国が、自国の生き物を守るために、国際的な協力を求めている生き物

種の保存法

- ▶ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
- ▶ ワシントン条約を期に、国際取引が原則として禁止された種の取引を規制するために制定された「絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律」を発展して制定された

種の保存法

趣旨

- 指定種の捕獲や所持・流通等の規制による個体保護
- 指定種の生息地内の開発等を制限する生息地保護
- 生物の保護増殖

種の保存法

「希少野生動植物種」

絶滅危惧種の保護を目的に、種の保存法に基づき指定される

- ・ 国内希少野生動植物種

日本に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種で、政令で定められるもの。

- ・ 国際希少野生動植物種

国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種、政令で定めるもの。

- ・ 緊急指定種

国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種で、保存を特に緊急に図る必要があると認められるもの。環境大臣が3年以内の期限で指定する。

- ・ 特定国内希少野生動植物種

国内希少野生動植物種のうち、商業的に個体の繁殖をさせることができ、国際希少野生動植物種ではないもの。

現在の押収の現状

①税関で押収される場合

②国内に密輸されたのち、警察によって押収される場合

①税関で押収

- ・税関にて押収(法的強制力はない)
- ・「公益財団法人日本動物園水族館協会」が一時保管先の動物園・水族館を探す
- ・経産省から飼育費の一部が支給(5000円／月)

①税関で押収

しかし！

- 1.動物園に経済的インセンティブがない
- 2.飼育スペースの不足

②警察が押収

- 警察が押収
- 警察が取引先を見つける
- 経産省からの手当てはなし

①・②ともに、一時保管後

- 原産国へ返還

- 飼育

などの選択をする

⇒ほとんどの動物が飼育され死んでいく

問題意識

- ① 絶えない密輸
- ② 受け入れ先が不足
- ③ 受け入れ先が飼育費の大半を負担

① 絶えない密輸

- ▶ 近年取締がより厳しくなっているものの、それをかいくぐっての密輸が絶えない

⇒ 希少種は高値で売れ、罰則がそれほど厳しくない

- ▶ 密輸された生物は押収しても密輸元がわからなければ送り返すことができない

(例) ヘサキリクガメ

①絶えない密輸

希少生物:罰金1億円 違法取引を厳罰化――環境省方針

毎日新聞 2013年04月02日 東京朝刊

環境省は1日、絶滅の恐れがある野生生物の違法取引をした企業に対する罰金を、現行の最高100万円から同1億円に引き上げる方針を決めた。高額な罰金を科すことで相次ぐ不正な売買を防ぐのが狙いで、「種の保存法」改正案を今国会に提出する。

93年に施行された種の保存法は、トラやゾウ、ワニやカメなど絶滅が危ぶまれている動植物について、剥製も含めて調査・研究目的以外の捕獲、譲渡、輸出入を禁じている。ところが、希少価値から密輸入による高額取引が後を絶たない。一度罰金を支払った違反者による再犯も少なくなく、中央環境審議会が先月、「違法取引から得られる利益に比べて、法の制裁は弱い」と罰則強化を求める答申をまとめていた。

一方、環境省のレッドリストに記載されている3597種の絶滅危惧種のうち、同法で捕獲や譲渡を禁止する「国内希少野生動植物種」は90種(2・5%)に過ぎない。自然保護団体は対象種の拡大など法の抜本改正を求めてきたが、環境省は見送る方針だ。【阿部周一】

②受け入れ先が不足

▶ 押収された生物は動物園や動物業者に
保管を委託

⇒ その数は毎年増加し、スペース不足や
費用負担などでどこも受け入れ困難

また、保護されたとしてもただ死んでいく
だけ(飼い殺し)

③受け入れ先が飼育費負担

- ▶ 動物園などが押収された生物を引き取っても、餌代程度しか援助金がない
⇒ 飼育費の大半を受け入れ先が負担

費用を捻出できれば受け入れ先も増える？

問題意識

今回は②受け入れ先が不足、③飼育費
を受け入れ先が負担
に焦点を当てて政策を考える！

政策提言

- ▶ 押収された動物を政府の公認で販売する
- ▶ 販売することにより押収された動物がただ死んでしまうことを防ぐ

スローロリス



イニホーラリクガメ



<http://www.eic.or.jp/library/pickup/pu13070>

政策提言

販売による効果

- ▶ 押収された動物がそのまま死んでしまうのを防ぐことができる
- ▶ 個人にわたることで新たに動物園等がほかの生物を受け入れることができる
- ▶ 販売した時の収益により管理する動物園の飼育費を賄うことが可能

政策提言

▶ 販売する際の流れ

押収

動物園等で証拠品として管理

輸出元(故郷)が分かれば送る

不明の場合引き続き動物園等で管理、並行して販売先を探す

販売

政策提言

販売に関して

- ▶ 輸出元(故郷)がわからない場合のみ
- ▶ 売る場合は飼育に必要な知識について指導
- ▶ しかしながら・・・



飼育しきれないなどの理由で逃がしてしまい、生態系に悪影響を及ぼす可能性もある

政策提言

遺棄への対策1

▶ マイクロチップの導入



遺棄の防止
発見された場合、所有者情報がわかる
飼い主に対する心理的効果

政策提言

遺棄への対策2

- ▶ 引き取り
- ▶ 飼えなくなったと飼い主が判断した場合、引き取り、他の需要者に売る



飼い主・・・リスク、利益を考え、預ける
需要者・・・本来よりも安く買える

政策提言

その他

- ▶ たとえ需要が供給よりも少なくても現状よりは改善可能
- ▶ 政府が公認することにより、ブラックマーケットから買うよりも合法市場から買うインセンティブ

参考文献

http://www.jaza.jp/about_hozon01.html

日本動物園水族館協会

<http://www.jwcs.org/data/000401-4j.pdf>

「日本におけるワシントン条約実施の現実」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/chip.pdf

マイクロチップによる動物の個体識別の概要 - 環境省

<http://www.alive-net.net/index.html>

地球生物会議ALIVE

<http://www.tokyo-zoo.net/>

東京ズーネット